

## スポーツエキスパート活用事業実施要項

(平成20年3月26日学校教育局長決定)  
(平成22年4月1日一部改正)  
(平成23年3月7日一部改正)  
(平成24年3月13日一部改正)  
(平成25年4月1日一部改正)

### 1 目的

道立高等学校及び道立中等教育学校(以下「学校」という。)における運動部活動の維持及び安全管理等を図るため、外部指導者を派遣し、学校体育の振興に資する。

### 2 事業内容

#### (1) 外部指導者の派遣

##### ア 対象校

当該運動部に実技経験のある指導者がいない、次のいずれかに該当する学校に対し、外部指導者を派遣する。ただし、同一部活動への継続的な派遣は3年までとする。

- ① 1学年2学級以下の学校
- ② 複数校合同の運動部活動を行っている学校
- ③ 安全性の確保を図る上でより専門性の高い実技指導が必要とされる運動部(柔道、空手、ボクシング、ラグビー、体操、スキーなど)を有する学校
- ④ その他特別な事情のある学校

##### イ 外部指導者の要件

- ① 公立学校の教職員以外の者(大学生を含む。)
- ② 当該運動種目において相応の実技指導力を有する者
- ③ 原則として学校の所在する市町村に居住している者

##### ウ 外部指導者の部活動における実技指導

- ① 運動部活動の意義を理解し、運動部顧問の指示のもと指導に当たることとする。
- ② 指導回数については、別途定める。
- ③ 1回の指導時間は2時間程度とする。
- ④ 年間を通じて活動することを原則とするが、当該運動部の事情により時期を集中することもできる。
- ⑤ 対外遠征試合における指導については除くものとする。

#### (2) 外部指導者に関する調査

外部指導者の配置事業の質的向上を図るため、関係者に対し、外部指導者の活用の在り方に関するアンケートを実施し、事業の改善・充実を図る。

### 3 外部指導者の謝金

#### (1) 1時間当たり謝金については、次のとおりとする。

- ア 社会人 1,325円 (交通費を含む。)  
イ 大学生 750円 (交通費を含む。)

#### (2) 支払いは、管内の教育局において行うこととし、教育局は、毎月、学校長から提出される事業報告書により内容等を確認の上、翌月払いとして、本人の口座に振り込むものとする。

#### (3) 支払日は、翌月10日(その日が休日、日曜日又は土曜日(以下「休日等」という。)に当たるときには、その前日において、その日に最も近い日で、休日等でない日とする。)とする。

ただし、特別な事由により、これにより難しい場合には、別に支給日を定めるものとする。

#### 4 事業実施の手続

##### (1) 事業計画書の提出

学校長は、事業計画書(別記第1号様式)を教育局経由の上、健康・体育課長あて定められた期日までに提出する。

##### (2) 派遣学校の決定及び通知

健康・体育課長は、提出された事業計画書を審査の上、予算の範囲内で派遣学校を決定し通知する。

##### (3) 外部指導者の委嘱

学校長が委嘱(別記第2号様式)する。

なお、委嘱期間は委嘱の日から委嘱の日が属する年度の3月31日までとする。

##### (4) 関係書類の提出

学校長は、外部指導者の承認・承諾書(別記第3号様式)の写しを教育局経由の上、健康・体育課長あて定められた期日までに提出する。

##### (5) 傷害保険への加入

健康・体育課長は、委嘱した外部指導者の傷害保険への加入手続を行う。

##### (6) 事業報告書の提出

学校長は、事業報告書(別記第5号様式)を教育局経由の上、健康・体育課長あて定められた期日までに提出する。

なお、外部指導者の出勤簿(別記第6号様式)の写しを事業報告書に添付するものとする。

#### 5 事業の変更及び中止

本事業において、外部指導者の変更又は活用の中止をしようとするときは、事業(変更・中止)届(別記第7号様式)を教育局経由の上、健康・体育課長あて提出する。

#### 6 補則

この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成20年3月26日学校教育局長決定)

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日一部改正)

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月7日一部改正)

この要項は、決定の日から施行する。

附 則(平成24年3月13日一部改正)

この要項は、決定の日から施行する。

附 則(平成25年4月1日一部改正)

この要項は、決定の日から施行する。